



厚生労働省発表
平成20年12月16日

輸入食品に対する検査命令の実施について (インド産ターメリック及びその加工品)

本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
インド産ターメリック及びその加工品(ターメリックを主要原料とするもの。)	アフラトキシン*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、インド産ターメリックからアフラトキシンを検出したことから、検査命令を実施するもの。

* 発がん性を有するカビ毒

<参考1>インド産ターメリックのアフラトキシンに係る違反事例

1 品名：ターメリック

輸入者：株式会社 高砂スパイス

製造者：SHREE BALAJI GUMS & SPICE STUFF PVT. LTD.

届出数量及び重量：180 バッグ、9,000.00kg

検査結果：アフラトキシン陽性 (B₁として 26ppb 検出、基準：含有してはならない)

届出先：横浜検疫所

違反確定日：平成20年12月16日

措置状況：全量保管中

<参考2>インド産ターメリックの輸入実績

平成19年4月1日から平成20年12月16日：速報値

届出年度	届出件数	届出重量(ト)	検査件数*	違反件数
平成19年	172	2,840	10	0
平成20年	112	2,185	8	1

* アフラトキシンに係る検査